# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (2)対象となる公共施設等の種類 | 1 | 粗大ごみ及び不燃ごみについて、ごみの種類及び成分を具体的にご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 2 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (2)対象となる公共施設等の種類 | 1 | 再資源化施設について、例えば回収された資源の一時保管可能量等の再資源化施設の具体的な要件についてご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 3 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (2)対象となる公共施設等の種類 | 1 | 資源物の一つである「缶、ペットボトル等」について、これは再資源化施設に搬入される段階ではどのような状態（例えばプレス済等）なのかご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 4 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (2)対象となる公共施設等の種類 | 2 | ごみ処理焼却施設に関し、生活環境影響調査書では焼却炉（３炉）、灰溶融炉（２炉）という記述がありますが、焼却炉及び灰溶融炉の炉数のご指定はあるのでしょうかご教示下さい。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 5 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (2)対象となる公共施設等の種類 | 2 | 再資源化施設の規模は100t/日以下とありますが、処理規模を決める年間処理量、運転日数等の条件をご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 6 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (2)対象となる公共施設等の種類 | 1 | ビン・缶は別々に市殿ご指定の容器（コンテナ）で収集されると考えて宜しいでしょうか。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 7 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (2)対象となる公共施設等の種類 | 1 | ビン・缶がコンテナ収集の場合、受け入れはヤード貯留で計画しても宜しいでしょうか。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 8 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (2)対象となる公共施設等の種類 | 2 | 再資源化施設100ｔ/日以下とありますが、粗大ごみ・不燃ごみと資源物のごみ組成割合等の詳細は入札公告募集要項配布時に質問できると考えて宜しいでしょうか。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 9 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (2)対象となる公共施設等の種類 | 2 | ストーカ＋灰溶融における灰溶融炉の形式ですが、御市ではＶＦＭのご検討の際、電気溶融のご指定がございました。つきましては、今回も灰溶融炉の形式は電気溶融を採用することと理解して宜しいでしょうか。 | 電気溶融に限定はしません。 |
| 10 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (4)事業目的 | 2 | 「搬入される一般廃棄物等」と記載がありますが，一般廃棄物の他に搬入されるものをご教示願います。 | 現状は想定していませんが、産業廃棄物が一部搬入される可能性があります。 |
| 11 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (5)事業概要 | 2 | 「市は、処理施設の建設及び運営に係る資金の調達を行い、処理施設を所有するものとします。」とありますが、周辺施設についても市が所有するものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (5)事業概要 | 2 | 余熱利用施設の基本設計は民間事業者の範囲ですが、余熱利用量に関わる具体的内容（プール規模、スポーツジム等の併設の有無など）は募集要項で示して頂けますか。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 13 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (5)事業概要ほか | 2<br>ほか | 運営事業の内容に「更新等」が含まれていますが「更新」とは、募集要項で定められる性能及び機能を本事業の運営期間において維持するためのものと解釈してよろしいでしょうか。<br>すなわち、制度・法令変更（貴市がリスクを分担）のほか、ごみ処理技術の発展等に伴う改良は、価格提案書に計上することは不可能ですので、事業者が費用負担する「更新等」の範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 14 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容ほか | Ⅰ－１－（５）<br>Ⅰ－３<br>Ⅱ－２－（２）－⑤ | 2<br>5<br>12 | 「周辺施設」の「基本設計」の業務範囲をご教示ください。レイアウト・外観に関する基本設計のみで、総合図、構造図、意匠図等は貴市実施設計の範囲と解釈してよろしいでしょうか。 | 施設の景観、設備の配置、エネルギーの機能、動線、利用形態等が確認でき、かつ概算コストの算定が可能な範囲までの設計を、基本設計と考えます。 |
| 15 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (5)事業概要 | 3 | 「民間事業者が企業の場合はその企業、民間事業者が企業グループの場合は構成員の一員である設計担当企業と基本設計業務にかかる設計委託契約を締結します。」とありますが、協力会社が基本設計業務を行う場合、貴市は協力会社と設計委託契約を締結すると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 16 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (7)事業ｽｹｼﾞｭｰﾙ | 3 | 特別目的会社は運営業務の実施を行う企業となるため、建設期間中の初期には業務が発生しないものと思われます。特定事業契約当事者の特定との趣旨は理解いたしますが、設立時期を遅らせることは出来ませんでしょうか。 | 契約条件を統一する趣旨から、設立時期を遅らせることは認めません。 |
| 17 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 1 事業内容 | (7)事業ｽｹｼﾞｭｰﾙ | 3 | 「仮契約の締結」とありますが、これは特定事業契約を構成する基本契約、建設請負契約、運営委託契約、設計委託契約のそれぞれの仮契約のことと理解してよろしいでしょうか。 | 建設請負契約の仮契約を締結します。 |
| 18 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 2 特定事業の選定 | (2)選定手順 | 4 | ①定量的評価の実施<br>・事業期間全体における市の費用の総額（建設費、運営費等）の評価<br>の中で、建設費、運営費等ありますが、評価される費用は記載分のみで、基本設計費は含まれないのでしょうか。それとも記載が無いだけで基本設計費も含むと考えるのでしょうか。 | 基本設計費は含みます。 |
| 19 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 2 特定事業の選定 | (2)選定手順 | 4 | 定量的評価には再資源化施設における維持管理・補修・更新費も含まれますか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 20 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 表.民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 | ごみ焼却施設に関する処理不適物及び飛灰等の処理物等の処分は市の業務範囲とされていますが、これらの市への引渡し場所はごみ焼却施設内の運営事業者が指定する場所と理解してよろしいでしょうか。また、引渡し及び引渡し後の輸送に関する費用は市の負担と理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 21 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 表.民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 | 再資源化施設の運営事業者の範囲にあります維持管理の「運転準備業務」とはどのような内容のことか具体的にご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 22 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 表.民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 | 運営事業者の範囲に維持管理とありますが、機能維持のための定期点検整備・補修・設備更新以外のものがあれば、具体的な内容をご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 表. 民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 | 日々の運転基準、運転管理管理基準(給脂、清掃、等)によって補修・更新の頻度が変わります。運営費用を見積もるためには、再資源化施設の運転基準、運転管理管理基準を明示いただく必要があると考えます。運転基準、運転管理管理基準をご教示ください。 | 要求水準書及び各社の標準的な運転管理基準により見積もってください。 |
| 24 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 表. 民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 | 日常点検、用役の準備（薬品等の補充）、予備品・消耗品の取替作業は、貴市の業務範囲である運転業務に入ると理解してよろしいかご教示下さい。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 25 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 表. 民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 | 民間事業者が実施する業務に必要な電気、水道、ガス等のユーティリティに関して、市から無償提供等のご協力を頂くことは可能でしょうか。また、その受渡し点についてもご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 26 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 表. 民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 | 市の業務範囲として、「処理不適物・飛灰処理物等の処分」とありますが、処分にかかわる運搬も市殿側の業務範囲と考えて宜しいでしょうか。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 27 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 表. 民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 | 「再資源化施設の維持管理は民間、施設の運転は市」とありますが、毎日の始業点検・終業点検は民間側でしょうか。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 28 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 表. 民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 | 「再資源化施設の維持管理は民間」とありますが、建屋・建築設備も含まれるということでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 29 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 表. 民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 | 再資源化施設の消耗品・予備品の消耗量は施設の運転方法・状態によって異なりますので、費用負担は市殿側と考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 30 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (1)事前業務 | 5 | 「本事業を行うために必要な許認可」として市が指定する許認可がありましたらご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 31 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (2)基本設計業務 | 5 | 基本設計事業者は、周辺施設の基本設計業務の全部又は一部を第三者に委託することができますか。 | 一部であれば可能です。詳細は募集要項に記載します。 |
| 32 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (2)基本設計業務 | 5 | 「基本設計事業者は、市と締結する設計委託契約に基づき、周辺施設の基本設計業務を行います。」とありますが、基本設計業務の内容及び範囲等は今後公表される募集要項で示されるのでしょうか。 また、（3）設計・施工業務のなかで、「施工範囲の詳細は今後公表する要求水準書(案) 並びに入札説明書及び付属書類・・・に示すこととします。」とありますが、上記の項には同様の記載がありません。設計・施工業務と同様に考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 33 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (2)基本設計業務 | 6 | 「基本設計に当たっては、処理施設との一体的な景観デザイン及び施設間の機能的な連携に配慮することとします。」とありますが、具体的な諸条件をご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 34 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (3)設計・施工業務 | 6 | 建設請負事業者は、処理施設の設計・施工業務の全部又は一部を第三者に請負わせる又は委託することができますか。 | 一部であれば可能です。詳細は募集要項に記載します。 |
| 35 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (3)設計・施工業務 | 6 | 「その他の関連業務」には電波障害対策工事が含まれるのでしょうか。また、含まれる場合の具体的な業務範囲についてご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 36 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (3)設計・施工業務 | 6 | 処理施設内で使用する什器備品、車両等の設置に関する記載がありませんが、建設請負事業者の業務範囲外と理解してよろしいでしょうか。ごみ焼却施設、再資源化施設で扱いが異なるのかどうかもご教示下さい。 | 業務範囲に含まれます。 |
| 37 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (3)設計・施工業務 | 6 | 土木工事及び建設工事に必要な地質又は地盤に関するデータ（地耐力等）を市からご提供いただけると理解してよいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 38 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (3)設計・施工業務 | 6 | 開発許可・建築確認等の手続関連業務とありますが、開発許可の具体的業務内容をご教示願います。 | 特に明示は致しません。 |
| 39 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 運営事業者は、ごみ処理施設の運営の全部又は一部あるいは再資源化施設の維持管理の全部又は一部を第三者に委託することができますか。 | 一部であれば可能です。詳細は募集要項に記載します。 |
| 40 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 運営事業者がごみ焼却施設の運営維持管理業務を行うにあたり、一般廃棄物処分業の許可が必要とされるでしょうか、 | 不要です。 |
| 41 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 「系外で処理する必要のある一般廃棄物」について、貴市が処分すると予め運営委託契約で定めた飛灰及び溶融不適物等の量を超過した場合に、１ｔにつき８千円の委託費の減額が行われると理解してよろしいでしょうか。また、飛灰及び溶融不適物等の超過が運営事業者の責に帰すべき事由によるものでない場合には委託費の減額は行われないと理解してよろしいでしょうか。 | 発生量について、すべて委託費の減額を行います。詳細は募集要項に記載します。 |
| 42 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | １ｔにつき８千円の根拠をご教示ください。 | 大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物処分料金約５千円、運搬費約２千円、事務費約１千円です。 |
| 43 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 「その際は、要求水準書で示す基準を遵守することとします。」について、要求水準書で示す基準とは飛灰及び溶融不適物等の成分、性状と理解してよろしいでしょうか。また、市の搬入する処理対象物が原因で要求水準書で示す基準を遵守できない場合には、減額はなされずに貴市の負担により処分されると理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 44 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 委託費が減額される場合、減額の対象は運営費であり基本設計費及び建設費は減額の対象とされないと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 45 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 運営事業者は電力会社等に売電する単価を自ら決定することができると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 46 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 運営事業者は電力会社等への売電に関して電気事業法等に関する許認可等を得る必要があるでしょうか。 | 民間事業者が電気事業法等に基づいて必要な手続きを行うものとします。 |
| 47 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 電力の利用に関する提案内容及び発電量の多少についても事業者選定の際の評価項目に含まれるのでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 48 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 運営事業者が行う、ごみ焼却施設の所内並びに一体的に整備する再資源化施設及び周辺施設への電力供給並びに電力会社等への売電に関して、必要とされる設備及び機器の整備は民間事業者の業務範囲に含まれるのでしょうか。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 49 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 運営事業者が行う、ごみ焼却施設内の所内並びに再資源化施設、啓発・管理施設及び余熱利用施設への蒸気又は温水の供給に関して、必要とされる設備及び機器の整備についても民間事業者の業務範囲に含まれるのでしょうか。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 50 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 運営事業者が供給する蒸気又は温水の供給条件や保証がある場合は、ご教示願います。また、全休炉時等は供給できないと理解しておりますが、宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 51 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 「系外で処理する必要のある一般廃棄物等」とは，集じん器，ボイラーおよびその他排ガス処理系統に付着・たい積した灰（飛灰）及び溶融不適物などのことで，一般廃棄物を焼却後，及び溶融処理後に生成される物質（溶融飛灰）と考えて宜しいでしょうか？<br>尚，「系外で処理する必要のある一般廃棄物等」には，受入れ時に排除された処理不適物は該当しないものと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 52 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 「1tにつき8千円」との記載ありますが，この単価の根拠についてご教示願います。 | 大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物処分料金約５千円、運搬費約２千円、事務費約１千円です。 |
| 53 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 運営業務に関する委託費は、処理施設の維持管理、補修及び更新業務等について固定額で委託されるものと、薬剤費・燃料費等、ごみ質・ごみ量等に応じて変動額で委託されるものとに分けられると考えて宜しいでしょうか。 | 固定費で支払うものと変動費で支払うものに分ける予定です。詳細は募集要項で示します。 |
| 54 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 上記の場合、「１ｔにつき８千円の委託費の減額」とは変動額で委託されるものを対象にしていると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 55 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 緊急時に焼却灰・飛灰等を溶融しないで排出する際に市にて処分頂くことは可能でしょうか。 | 緊急の事由によります。詳細は募集要項に記載します。 |
| 56 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | RPS証書の販売については，運営事業者が任意で実施の有無を決定できるものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は募集要項で示します。 |
| 57 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 運営事業者が啓発・管理施設，余熱使用施設等に供給する蒸気又は温水は，啓発・管理施設や余熱使用施設等を管理する市の運営面で省エネを促進する為にも，その対価を有償にすることは可能でしょうか。 | 有償とすることは考えておりません。 |
| 58 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 「系外で処理する必要のある一般廃棄物等については、市が処分しますが、1ｔにつき8千円の委託費の減額を行うものとし、（略）」とありますが、本規定で言う『系外で処理する必要のある一般廃棄物等』には26ページの3.5で規定されている「処理不適物」は含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 59 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 6 | 発電電力を周辺施設に供給すると記載がありますが、周辺施設とは資源化施設、啓発・管理施設、余熱利用施設、芝生広場及び緑地帯の施設と認識すればよろしいでしょうか。他の施設もあるのでしょうか、ご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 60 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 「見学者等については貴市と連携して適切な対応を行う」　とありますが、適切な対応の内容（事業運営者が担当する内容、及び見学者対応者の所要人数等）につきご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 61 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 民間事業者が提案するメタル、スラグ等の有効利用が可能な量については、基本契約又は運営委託契約において運営期間中は変更ができない条件とされると理解すべきでしょうか。また、買い取る金額については民間事業者の提案によると理解してよろしいでしょうか。 | メタル・スラグ等の買取金額についてはご理解のとおりです。詳細は募集要項に記載します。 |
| 62 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | メタル、スラグ等の発生量は、ごみ量及びごみ質によって変動するため、民間業者が提案する有効利用が可能な量を上回ることもあり得るかと考えます。この場合は、減額の対象にならないと解釈してよろしいでしょうか。 | 減額の対象とします。詳細は募集要項に記載します。 |
| 63 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | メタル、スラグ等の有効利用の方法については、有価物として適切に取り扱われる限り、運営期間中の変更も認められると理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 64 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | スラグ、メタル等の有効利用ができない原因が運営事業者の責に帰すべき事由によらない場合には減額は行われないと理解してよろしいでしょうか。 | 減額を行います。詳細は募集要項に記載します。 |
| 65 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | スラグの有効利用に関し、舗装等の公共事業への優先的な利用等、貴市にもご協力いただきたいと考えます。その際に必要となる品質基準につきご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 66 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 運営事業者は，施設の見学希望者等について，市と連携して適切な対応を行いますが，見学者は一般的に地域住民や各地方自治体関係者等が多く見学することが多いことから，市が総合的な施策に基づき，受付窓口を含め，主体的に対応されるものとし，運営事業者は市殿側を補助するような分担と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は募集要項で示します。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 67 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 「処理に伴い発生するメタル，スラグ等」と記載ありますが，「等」とは具体的に何を想定されているのでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 68 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 「民間事業者は有効利用が可能な量の提案を行い、その量を買い取ることとします。」とありますが、買取価格は事業者の提案価格で買い取れると理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 69 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 「民間事業者は有効利用が可能な量の提案を行い、その量を買い取ることとします。」とありますが、買取価格にはメタル・スラグ等の運搬費は含まれないものと考えて宜しいでしょうか。 | 質問の趣旨を明確にしてください。 |
| 70 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 「処理に伴い発生する・・・します。有効利用ができない量については，」と記載ありますが，有効利用ができないものは市へピット等場内集積場所渡しと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は募集要項に示します。 |
| 71 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | メタル・スラグは有効利用分を提案し、買い取る、とありますが、①買取価格は、募集要項で示して頂けますか。②買取価格は再利用促進のため、無償にして頂けませんか。③有効利用量の提案は、随時見直しさせて頂けると解釈してよろしいですか。④有効利用が出来ない量は8千円/ｔの減額とありますが、非価格要素にて評価される事を考慮すると、その品質の高さから陸上残土処分費相当（約1,260円/ｔ）の減額が妥当ではないでしょうか。⑤スラグの有効利用先は、業者間での転売・混合により、用途・使用先不明とならない様、最終利用先まで公表する必要はありませんか。 | 買取価格は事業者提案とし、無償にはできません。詳細は募集要項に記載します。 |
| 72 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | スラグ・メタル等の所有権は、当初は全て貴市に帰属するものと考えてよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 73 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 貴市においてメタル・スラグ等を貴市発注の公共事業等で有効利用するお考えはありますか。その場合どの程度の量が利用可能でしょうか。 | 有効利用の検討はしてますが、利用量は未定です。 |
| 74 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 「環境衛生管理業務及び環境影響管理業務」とありますが、環境衛生管理業務は施設内の労働安全衛生に関する業務で、環境影響管理業務は施設外への公害に関する騒音・振動・臭気等と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は募集要項に示します。 |
| 75 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 再資源化施設から発生する処理不適物や不燃物の取扱（処理・処分及びその量）は、運転が市殿のため民間側所掌ではないとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は募集要項に示します。 |
| 76 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (4)運営業務 | 7 | 再資源化施設の維持管理において，運転を除いた業務範囲での対応を運営事業者に要求されておりますが，メンテナンス費用を予測し，その費用を担保する為には，適切な運転管理が不可欠であり，ＤＢＭという形でリスクを転化するという形は極めて合理性に欠けると理解しています。従いまして，運転も含めた事業範囲で運営事業者に発注することに変更できないでしょうか。 | 変更はしません。 |
| 77 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | 業務の引継ぎにおいて、「（図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び財務諸表）」等を提出することとされていますが、その際、民間事業者の有する特許やノウハウはどの程度保護されるのでしょうか。 | 現在検討中です。 |
| 78 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | 建設請負業者又は運営事業者が貴市に提出する書類その他のデータに関して、特に民間事業者のノウハウが含まれる情報につきましては、事業期間終了後も貴市は秘密保持義務・流用禁止義務を遵守していただけるものと理解してよろしいでしょうか。（関連事項：p16著作権） | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 79 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | 本事業はDBO、DBMであるため、建設期間終了時点で処理施設等は貴市に引き渡されるものと理解しております。建設請負事業者の事業引継義務は建設期間終了時と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 80 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | 「処理施設の運転，・・・必要な次の書類等の整備及び提出」の提出時期は事業期間終了直前と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は募集要項に示します。 |
| 81 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | 建設請負事業者又は運営事業者が行う業務終了時の引継業務にかかわる費用は市殿負担と考えて宜しいでしょうか。 | 双方が負担することとします。 |
| 82 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | 「市又は市が指定する第三者」へ運営事業者が引き継ぎを行う場合は，運営事業者の契約期間内に実施するのが効果的と考えます。その場合の引き継ぎ想定期間をご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 83 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | メーカーノウハウに関する図面等は開示を制限できることを条件とすべきと考えますので、事業終了時に提出が要求されている図面等の範囲をご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 84 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | 調達方法は、事業者ノウハウのため開示できませんので、削除頂けないでしょうか。 | 今後検討します。 |
| 85 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | 第三者への引継ぎ業務の内容をご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 86 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | 処理施設の維持管理補修計画の立案が必要な理由をご教示願います。また、計画立案の具体的内容と立案の期間をご教示願います。（特に、第三者へ引き継ぐ場合には、ノウハウや実績のある第三者へ引き継ぐものと理解しますので、これらの計画立案は不要と考えております） | 30年間にわたり施設を効率的に運営できる施設の機能及び運転維持管理の方法を求めます。また、判断基準は募集要項の選定基準のなかで示します。 |
| 87 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (5)業務終了時の引継業務 | 7 | 「処理施設の機能検査」について具体的にご教示願います。 | 第三者機関による機能検査と市による検査結果の確認を想定しています。 |
| 88 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (6)地域経済への貢献 | 7 | 「地元企業」の定義をご教示願います。 | 本市の市内業者です。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 89 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (6)地域経済への貢献 | 7 | 「DBO事業等の民活事業」と記載されておりますが，本実施方針の整備運営事業を指すものと考えて宜しいでしょうか。 | 本実施方針の整備運営事業を指すものではありません。 |
| 90 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (6)地域経済への貢献 | 7 | 「地元企業がDBO事業等の民活事業に関わるためのノウハウの獲得、業務の受託ができるように」で想定されている具体的な内容をご教示願います。 | 現在検討中です。 |
| 91 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (6)地域経済への貢献 | 7 | 処理に伴い発生するメタル、スラグ等を民間事業者は買い取ることとするとありますが、現時点でのそれぞれの買取単価は決まっているのでしょうか。決まっているのであれば、単価をご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 92 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | (6)地域経済への貢献 | 7 | 有効利用できないスラグ・メタルについては１ｔにつき8千円の委託費減額を行うとありますが、これはペナルティーと解釈するのでしょうか。それとも、最終処分費と解釈すればよいのでしょうか。 | ペナルティと考えていますが、詳細は募集要項に記載します。 |
| 93 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 4 市が実施する業務の範囲 | (7)施設見学者への対応 | 8 | 市殿と運営事業者の施設見学者対応に関する業務分担については，要求水準書にてご指示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 94 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 4 市が実施する業務の範囲 | (8)基本設計費、建設費、運営費の支払い | 8 | 基本設計費、建設費及び運営費の具体的な支払条件をご教示ください。<br>運営事業者の財政負担を軽減し、運営費の削減を図る観点から、運営費の支払いは少なくとも各月に行っていただくよう要望します。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 95 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 4 市が実施する業務の範囲 | (8)基本設計費、建設費、運営費の支払い | 8 | 「市の会計規則に基づき」と記載されておりますが，基本設計費や建設費における設計事業者や建設請負事業者への具体的な支払方法をご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 96 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 4 市が実施する業務の範囲 | (8)基本設計費、建設費、運営費の支払い | 8 | 運営費の支払い方法等はどのようにお考えかご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 97 | Ⅰ 特定事業の選定に関する事項 | 4 市が実施する業務の範囲 | (9)その他 | 8 | 貴市が、交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う（P8）、民間事業者は貴市の手続等に協力する（P15）との内容ですので、民間事業者は、申請書の記載に必要なデータ等の提供すれば良いと解釈すればよろしいでしょうか。その他、ご協力する内容があればご提示願います。 | 申請書作成業務、添付資料作成業務等を想定しています。 |
| 98 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 1 募集及び選定スケジュール(予定) | | 9 | 募集要項に関する質疑の受付・回答が各１回しか予定されておりません。民間事業者の選定方法が総合評価一般競争入札であり、落札後の契約条件の変更の余地が少ないことに鑑み、応募条件を十分理解したうえで応募させていただくためにも募集要項に関する質疑の受付と回答は各２回以上実施していただけないでしょうか。 | スケジュール上、対応できないため1回のみとします。<br>平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 99 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 1 募集及び選定スケジュール(予定) | | 9 | 事業に参画するに足る資格及び性能要件を満足することが見込める内容とは、具体的内容をご教示願います。また、資格を客観的にどう評価されるのか（特に、性能要件を満足する判断基準)を明確化して頂けないでしょうか。単に要求水準で示された数値と、提案内容の数値が一致しているだけでは、性能要件が満足しているとは言えないと考えます。提案内容が、本当に性能要件を満足できるのか等、類似実績プラント等の調査を実施する等で評価願います。 | 参加資格要件及び要求水準書をご参照願います。<br>評価は、事業の実態も考慮して行います。 |
| 100 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | | 9 | 応募者の参加資格要件は，資格審査応募時点の平成18年度に資格を有すればよいと考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 101 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (1)応募者の構成 | 9 | 処理施設の建築部分の設計を行う企業の参加資格要件（③）、建屋の施工を実施する企業の参加資格要件（④オ、カ）、処理施設の運営を行う企業の参加資格要件（⑤）、基本設計業務を行う企業の参加資格要件（⑥）を満たす企業はいずれも協力会社としてよろしいかご教示ください。 | 結構です。 |
| 102 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (1)応募者の構成 | 9 | 応募企業、構成員は、本業務の主要業務を担うことのできる企業に限定できないでしょうか。特に代表企業は、業務内容の理解度が低い企業が代表企業になった場合、代表企業がリスクも負えないことになり、本業務遂行上問題と考えます。 | 構成員の組成は資格要件を満たす限りにおいて、事業者の判断に委ねます。 |
| 103 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (1)応募者の構成 | 10 | 応募グループで入札に参加する場合、構成員は貴市又は特別目的会社から直接業務を受託する必要がありますでしょうか。また、協力企業とは、構成員ではないものの貴市又は特別目的会社から主要な業務を直接受託する企業との理解でよろしいでしょうか。 | 一部の業務を除き、構成員は市又は特別目的会社から直接業務を受託するものとします。協力企業については主要な業務を直接受託しない場合も想定されます。 |
| 104 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (1)応募者の構成 | 10 | 応募企業、構成員又は協力会社以外の者が担当できる、基本設計業務、設計・施工業務、運営業務のうち主要でない業務とは具体的にどのようなものか明示していただけないでしょうか。 | 特に明示は不要と考えます。 |
| 105 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (1)応募者の構成 | 10 | 応募企業又は構成員，協力会社以外で事業開始後，基本設計業務，設計・施工業務，運営業務の一部を請負又は受託することは認められないと考えて宜しいでしょうか。 | 認められます。 |
| 106 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (1)応募者の構成 | 10 | 応募企業又は構成員，協力会社に定めた企業は，運営業務の一部を運営事業者から請負又は受託することは廃掃法7条13で禁止されている再委託には当たらないと考えて宜しいでしょうか。 | 再委託に該当しない範囲での委託を想定しています。 |
| 107 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (1)応募者の構成 | 10 | 「③応募者は、基本設計業務、設計・施工業務、運営業務のうち主要な業務を担当する協力会社を定めることができます。」とありますが、例えば設計業務等について、協力会社を定めずに応募することは可能でしょうか？ | 可能です。 |
| 108 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (1)応募者の構成 | 10 | 代表企業、構成員又は協力会社の変更に関し、貴市により認められる特段の事情の例をご教示ください。 | 特に明示は不要と考えます。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 109 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 10 | 応募企業、構成員又は協力会社は、共通の参加資格要件①-(ア)及び(イ)については平成18年5月下旬に予定されております資格審査の時点で要件が満たされていることが必要とされ、事業期間全体において常に満たされている必要はないと理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 110 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 10 | 「・・・西村ときわ法律事務所又は当該受託企業と・・」と記載されておりますが、当該受託企業とは具体的にどんな企業を指すのかご教示願います。 | 日本総合研究所及び西村ときわ法律事務所を指します。 |
| 111 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | 代表企業が格付を取得していない場合、どのような資料を提出することによって「相当する」と認めていただけるかご教示ください。 | 例えば、代表企業の親会社が要件を満たす格付けを取得しており、事業期間に渡り商法に定める親会社・子会社の関係を代表企業との間で維持することを約束する場合等が考えられます。 |
| 112 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | 「最上位から10番目以内に位置すること」とありますが、具体的には格付が「BBB-」もしくは「Baa３」以上に位置することと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 113 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | 「・・・又は、市がこれに相当すると認めたものであること。」とありますが、１０番目未満でもそれに相当すると御市がご判断される具体的な判断基準につきご教示願います。 | 例えば、代表企業の親会社が要件を満たす格付けを取得しており、事業期間に渡り商法に定める親会社・子会社の関係を代表企業との間で維持することを約束する場合等が考えられます。 |
| 114 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | 格付けに関しまして、弊社は、事業会社であり、資金調達を持株会社が行っていることから、弊社は格付けを取っておりません。弊社が代表企業として参加する場合、持株会社の格付けを持って、相当すると認めて頂けますでしょうか。 | 質問No.113を参照ください。 |
| 115 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | プラントの施工を実施する企業が建設請負事業者となる場合、処理施設の建築部分の設計を行う企業を、プラントの施工を実施する企業の下請業者としてよろしいかご教示ください。 | 下請業者とすることも、共同企業体を組成することも結構です。 |
| 116 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | 同種類似の設計実績とありますが、同種類似とは具体的に何を指すのかご教示ください。 | 特に説明は不要と考えます。 |
| 117 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | 現段階で条件を満足している企業（建屋の施工を実施する企業の、準市内業者、市内業者を含む）の登録名簿等は閲覧可能でしょうか。 | 閲覧できません。 |
| 118 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | 処理施設の施工を行う企業の条件にある、１炉１００ｔ／日以上の規模で、３年以上の稼働実績を有する施設は、Ｉ－１－(2)で指定した処理方式に限るとありますので、ストーカ式焼却炉は灰溶融炉も併設した施設に限ると解釈すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 119 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | プラントの施工を実施する企業が建設請負事業者となる場合、建屋の施工を実施する企業を、プラントの施工を実施する企業の下請業者としてよろしいかご教示ください。 | 結構です。 |
| 120 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | 共同企業体を組成して施工を行う場合、共同企業体のいずれかの構成企業が要件を満たしていれば足りるものと理解してよろしいでしょうか。 | いずれもが要件を満たすこととします。 |
| 121 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 11 | １炉１００t/日以上の規模の納入実績とは、自治体発注の環境省（旧厚生省）補助事業における実績を指すものとの理解で宜しいでしょうか。 | 自治体発注ですが、補助事業とは限りません。 |
| 122 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 12 | 準市内業者又は市内業者ではない企業は認められないのでしょうか。 | 認められません。 |
| 123 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 12 | 姫路市内に営業機能を有する支店、営業所とありますが、「営業機能を有する」の定義をご教示願います。 | 特に説明は不要と考えます。 |
| 124 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 12 | 特別目的会社が運営を担当する場合もあり得ますが、応募時点で役務提供の業種登録を求める理由をご教示ください。 | 特別目的会社が運転業務を運転担当企業に委託することを想定しています。 |
| 125 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 12 | 「応募企業、構成員又は協力会社のうち・・・市の業者登録名簿の役務提供の業種に登録があること。」とありますが、業種及び細目はどれに該当するのでしょうか。 | 業種は役務提供、細目は設備点検・保守です。 |
| 126 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 12 | 「応募企業、構成員又は協力会社のうち、処理施設の運営を担当する企業は、市の業者登録名簿の役務提供の業種に登録があること。」とありますが、処理施設の運営を担当する企業は、本実施方針23ページ1.1の規定等から、落札者決定後に設立する特別目的会社と解釈しております。よって本項「貴市の業者名簿への登録」は、入札時点での参加資格要件というよりも、特別目的会社が落札者決定後に満足していくべき要件と理解しておりますが、よろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 127 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 12 | 同種類似の設計実績とありますが、同種類似とは具体的に何を指すのかご教示ください。 | 特に説明は不要と考えます。 |
| 128 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 2 応募者の参加資格要件 | (2)応募者等の参加資格要件 | 12 | 実施方針3頁に「構成員の一員である設計担当企業」とありますが、協力会社としてもよろしいでしょうか？ | 結構です。 |
| 129 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 3 民間事業者の審査及び選定 | (2)事業者選定基準 | 13 | 「非価格要素」に民間事業者の施工能力の確認を行う為に建設実績等を加えて頂けないでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 130 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 3 民間事業者の審査及び選定 | (2)事業者選定基準 | 13 | 地域性の評価基準には、地域及び地域経済への貢献度、とありますが、本事業内容に限定された部分が評価されると解釈してよろしいでしょうか。本事業以外の部分も提示により評価され得るのでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 131 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 3 民間事業者の審査及び選定 | (2)事業者選定基準 | 13 | 事業者選定基準として「環境・循環に対する配慮」とありますが、運営事業者が処理施設における燃料として温室効果ガスの排出量が少ない天然ガスを選択してもよろしいでしょうか？ | 公募条件を満たす限り可能です。 |
| 132 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 3 民間事業者の審査及び選定 | (3)事業者選定方法 | 14 | 事業計画書が事業としての妥当性を有していることの確認とありますが、妥当性を有していると判断する基準をご教示願います。尚、数値等が類似実績等と比較し、妥当性がある等の評価をされると理解しておりますが宜しいでしょうか。 | 基準は特に明示しません。 |
| 133 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 3 民間事業者の審査及び選定 | (3)事業者選定方法 | 14 | 予定価格は入札公告時に公表されることを希望します。 | ご意見として承り、今後検討します |
| 134 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 3 民間事業者の審査及び選定 | (3)事業者選定方法 | 14 | 予定価格は事前に公表されるのでしょうか。予定価格の水準次第で、事業参画の可否判断を戦略的に行うことが可能になりますので、是非事前に公開いただきたくお願いします。 | 今後検討します。 |
| 135 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 5 落札後の手続き | (1)特別目的会社の設立 | 15 | 「また、応募企業及び構成員以外のものからの特別目的会社への出資は認めません。」について、本事業期間中に貴市に認められた特段の事情により応募企業又は構成員が変更された場合には、当該応募企業又は構成員からの特別目的会社への出資は認められると理解してよろしいでしょうか。 | 変更前の応募企業又は構成員の出資は認めません。変更後の新たな応募企業又は構成員による出資を求めます。 |
| 136 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 6 著作権 | | 16 | 貴市が行う必要な範囲における公表であっても、応募者のノウハウに該当する情報については非開示としていただけると理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 137 | Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 7 費用負担 | | 16 | 添付資料①事業に係るリスク分担に定める制度関連のリスク項目で貴市分担とされている事項を原因として、本事業そのものが中止になったような場合には、応募申込みに係る経費は貴市に負担していただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 事業者負担とします。 |
| 138 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 2 想定されるリスク及び分担 | (1)基本的な考え方 | 16 | 本項に記載の「当該リスクを最も良く管理可能」という考えに基づくと再資源化施設の維持管理において，運転を除いた業務範囲での対応を運営事業者に要求されておりますが，メンテナンス費用を予測し，その費用を担保する為には，適切な運転管理が不可欠であり，ＤＢＭという形でリスクを転化するという形は極めて合理性に欠けると理解しています。従いまして，運転も含めた事業範囲で運営事業者に発注することを希望致します。 | 変更はしません。 |
| 139 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (1)設計・施工段階 | 16 | 「建設請負業者は、設計・施工業務に係わる図書を市へ提出し、市の確認を受けることとします。また、当該図書に基づき・・・」とありますが。ここでの図書とは、承諾図書の目録のことでしょうか。ご教示願います。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 140 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (1)設計・施工段階 | 17 | 「市が認める計量証明機関」とは公告時に公表されると考えて宜しいでしょうか。 | 特に公表はしません |
| 141 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (2)運営段階 | 17 | 運営段階での貴市の監視に際し、「施設に備えられた測定機器を用い計測」されるとのことですが、測定機器は貴市で準備されるのでしょうか、或いは運営事業者又は建設請負事業者が準備するものでしょうか。準備する測定機器と手配区分を明示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 142 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (2)運営段階 | 17 | 「周辺環境モニタリング」の詳細についてご教示ください。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 143 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (2)運営段階 | 17 | 貴市は、周辺環境モニタリングを行い、処理施設の周辺環境への影響を調査するとあるため、本事業開始後の建設期間中及び運営期間中の生活環境影響調査は貴市が分担されると解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 144 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (2)運営段階 | 17 | 監視により確認された運営業務の状況は公開されると定められていますが、確認された運営業務の状況に関して民間事業者のノウハウに該当する情報については非開示としていただけると理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 145 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (2)運営段階 | 17 | 「運営委託契約で定められた頻度，方法に従って」と記載ありますが，運営委託契約案は入札公告時に開示頂けるものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 146 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (2)運営段階 | 17 | 「運営委託契約で定められた頻度，方法に従って」と記載ありますが，市で想定している頻度・方法等がありましたら，ご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 147 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (2)運営段階 | 17 | 「監視に当たっては，・・・データ等を用います」と記載ありますが，このデータとは施設の帳票を提出すればよいということで宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 148 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (2)運営段階 | 17 | 「処理施設が運営委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は、運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には・・・運営事業者は，必要な措置を講じる」必要があるのは，その状態になっている責任が運営事業者にある場合のみと考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 149 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (3)運営期間の終了段階 | 17 | 運営期間の終了段階で、貴市は施設が適切な状態であることを確認されるとありますが、適切な状態とはどのような状態か具体的にご教示願います。 | 施設が相当期間、要求水準を満たした状態で運転可能であることを確認します。 |
| 150 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (3)運営期間の終了段階 | 17 | 「運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能」との記載ありますが，「事業計画」とは運営事業者が事業開始後に作成するものと考えて宜しいでしょうか。 | 提案に基づき作成されるものです。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 151 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (4)住民との共同監視 | 17 | 環境を監視する委員会が実施される周辺の環境保全活動に関し、貴市に対し民間事業者が協力する内容及び頻度につきご教示ください。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 152 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (4)住民との共同監視 | 17 | 工事車両の往来可能時間等，特に建設工事段階での制約条件等がございましたら，ご教示願います。 | 今後、地元協議により制約が発生する可能性があります。 |
| 153 | Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項 | 3 市による事業の実施状況の監視 | (4)住民との共同監視 | 17 | 「民間事業者は市に協力」との記載ありますが，具体的に想定しているものがございましたら，ご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 154 | Ⅳ 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 | 1 施設の立地条件 | (2)敷地面積及び配置別添全体配置図 | 18 | 添付資料において全体配置図が示され、「これは参考配置図であり、各々のｿﾞｰﾝ内での自由な配置提案を認めます。」とあります。各々のｿﾞｰﾝとは「芝生・余熱ｿﾞｰﾝ」と「ごみ焼却・ﾘｻｲｸﾙｿﾞｰﾝ」を言い、このｿﾞｰﾝ配置は侵入路、緑地帯等も含めて変更不可で、その中だけの自由な配置と考えるのでしょうか。若しくはこれらも含めて提案が可能と考えて宜しいでしょうか。<br>又、上記内容は今後公表される募集要項で詳細が示されると考えて宜しいでしょうか。 | 各々のゾーン内での配置を自由提案とします。 |
| 155 | Ⅳ 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 | 2 施設等の設計要件等 | | 18 | 建設請負業者が必要に応じて実施する追加の地質調査及び土地の造成は、少なくとも落札者の決定後に行われると考えますが、その結果、募集要項に示される事業用地の地質の概要等に示されていない土壌汚染又は土地の瑕疵が発見された場合には、建設請負事業者が実施した追加の地質調査費用、土地の造成費用又は民間事業者に発生する一切の追加費用は貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。 | 原則として、ご理解のとおりです。 |
| 156 | Ⅳ 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 | 2 施設等の設計要件等 | | 18 | 建設請負事業者が追加の地質調査を行った際に募集要項に明示されておらず，建設請負事業者の建設費用が上がる産廃埋設等があった場合の撤去費用等は，市殿にて費用負担をお願いできるものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 157 | Ⅴ 事業契約等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項 | | | 18 | 「協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従う」とありますが、特定事業契約に関する契約書案をご提示願います。 | 募集要項交付時に提示します。 |
| 158 | Ⅵ 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項 | | | 19 | 「運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合」及び「運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合」とは具体的にどのような場合を想定されているのかご教示ください。 | ＳＰＣが倒産した場合等を想定しています。 |
| 159 | Ⅵ 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項 | | | 19 | 運営委託契約解除の場合の、民間事業者の責任限度額はどの程度を考えているかご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 160 | Ⅵ 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項 | | | 19 | 市が，公共サービスに重大な遅延等を懸念する場合，又は運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断する場合に，運営事業者と協議頂き，もし事業遂行能力の有無等について運営事業者と市が合意できない場合でも市が運営委託契約を解除する場合は，市が運営事業者に契約解除に係る損害を賠償することと考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 161 | Ⅶ 公的支援等に関する事項 | 3 その他の支援に関する事項 | | 19 | 「法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議により対応策を検討する。」とあり、添付資料①で関係法令・許認可の変更等に係わるリスクは貴市が分担されるとあります。従って貴市との協議は、貴市が分担される法改正によるコストを抑制すべく、民間事業者は具体的な対応の協議に協力することと解釈してよろしいでしょうか。 | 前者では、公的支援への対応について記載しており、後者ではリスク分担について記載しております。 |
| 162 | Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 1 議会の議決 | | 20 | 特定事業契約の締結に関する市議会の議決について、債務負担行為の議決を予定しているものがあるでしょうか。 | 建設請負契約と運営委託契約について債務負担行為の議決を予定しています。 |
| 163 | Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 1 議会の議決 | | 20 | 「市議会の議決が必要な契約」とは具体的にどの契約を想定されているのでしょうか。 | 建設請負契約を想定しています。 |
| 164 | Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 1 議会の議決 | | 20 | 市議会の議決が得られなかった場合、その間に発生する民間事業者の費用を、市殿が損害賠償して頂けると理解して宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 165 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 民間事業者との契約不調、又は契約手続の遅延リスクについて貴市と民間事業者の双方が負担するとされていますが、具体的にどのようなリスク分担を想定されているのかご教示ください。 | 例えば、契約不調の場合に、それまでの手続きにかかった費用は自ら負担していただくこと等を想定しています。 |
| 166 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 関係法令・許認可の変更等に係るリスクについてには、特別目的会社に係る法人税や消費税の税率の変更・外形標準課税の導入等、本事業に係る全ての税金に対する変更が含まれると理解してよろしいですか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 167 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 本事業の実施又は特定事業契約の締結が議会で否決された場合、否決までに民間事業者が本事業に関して負担した特別目的会社の設立費用等は貴市に負担していただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 168 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 民間事業者が取得すべき許認可の遅延が行政当局側の帰責事由によるもの等で、民間事業者の帰責事由によるものではない場合には、免責と考えてよろしいかご教示ください。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 169 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 住民とは具体的にどの範囲の住民を指すのかご教示ください。 | 姫路市の住民を指しています。 |
| 170 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 民間事業者による業務の実施中に発生した民間事業者の責に帰すべき事由によらない事故等に対する第三者賠償リスクは貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 171 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 建設請負事業者による処理施設の施工業務及び処理施設の運営業務の実施において、通常避けることができない騒音、振動等の発生については建設請負事業者及び運営事業者は免責されると理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 172 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 貴市と民間事業者の双方によるリスク分担とされていますが、具体的にどのような分担方法を想定されているのかご教示ください。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 173 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 物価変動については具体的にどのような指標を判断基準とされるのかご教示ください。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 174 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | DBO、DBMである本事業において「金利変動」リスク、民間事業者において生じる「資金調達」リスクとはどのようなものが想定されるかご教示ください。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 175 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 不可抗力に関するリスクについては貴市の分担とされていますが、不可抗力の定義及び具体例についてご教示ください。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 176 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 「プロジェクト関係者」の定義をご教示ください。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 177 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 市が実施した地形・地質等現地調査の詳細をご教示ください。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 178 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 交付金等のリスクで、民間事業者の事由により予定していた交付金が交付されないリスクの具体例をご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 179 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 住民対応で民間事業者が負うリスクは、要求水準を満足できいている場合には、リスクは市殿側がとると理解して宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 180 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 「住民対応」で「民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク」についても市のリスク分担を希望します。これは，市が総合的な施策に基づき，建設予定地や事業内容を決定することから，住民対応の一次受付窓口を含め，市が主体的に対応頂くことが，必要であると判断する為です。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 181 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 物価変動で民間事業者の負うリスクの具体例をご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載しますが、一定の範囲内での物価変動は民間事業者の負担とします。 |
| 182 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 「不可抗力」には災害について記載ありますが，暴動等予見不可能なリスクも含まれると考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 183 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 債務不履行の場合の民間事業者の責任限度額を設けることはできないでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 184 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 周辺施設の基本設計業務に関し，民間事業者の設計ミス等により，市殿側所掌の実施設計，工事等のコスト増大が発生した場合においても，民間事業者の責任範囲は受託業務範囲である基本計画業務に限られるものと考えてよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 185 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 市議会否決による契約不成立リスクは、すべて貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 186 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 「民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し事業開始が遅延するリスク」とは具体的にどのような事例を想定されているのでしょうか、ご教示下さい。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 187 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 価格提案時においては２０年間の運営期間の物価変動の予測が実質不可能なため<br>物価変動分を含まず価格提案するものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 188 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 民間事業者が物価変動のリスクを負う場合はどのような場合が想定されるかご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 189 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 21 | 「民間事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク」は全て民間事業者の負担となっておりますが、借入での資金調達を行う場合、社会情勢等が要因で変動するベース金利の上昇リスクに関しては、貴市にて負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 190 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 「事業者の事由による工事遅延」とは「民間事業者の事由による工事遅延」と理解してよろしいでしょうか。 | 結構です。 |
| 191 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 市の提示条件不備及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスクは、貴市の分担とありますが、仮に建設予定地から、建設請負事業者が性状や量を想定することの出来ない汚染土壌が発見された場合、対策費等の発生リスクは貴市が担保されることと解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は募集要項に記載します。 |
| 192 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 「ごみの供給等のリスク」には、基準ごみ質（成分、性状等）の逸脱に関するリスクも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 193 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が著しく変動したか否かを確認する具体的な基準及び方法（計測方法、計測時期、実施者等）をご教示ください。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 194 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 「事業期間中における施設かし」とは、本実施方針2.3に規定するとおり貴市が民間事業者より施設の引渡しを受けたときから3年以内(但し、当該かしが建設請負業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、１０年以内)に発生した瑕疵との理解でよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 195 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 事故・火災等の原因が民間事業者の責による事由以外の場合には、施設破損に関するリスクは貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 196 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | ユーティリティーの事故・故障の原因が民間事業者の責による事由以外の場合には、施設破損に関するリスクは貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 197 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | ユーティリティーの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスクは、ユーティリティーの取合点から施設内および周辺施設の供給取合点までの範囲で、民間事業者に起因し発生した事故・故障に対して民間事業者がリスクを負担するものと解釈してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 198 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 運営段階の「ごみ量・ごみ質」は事前に年間処理量だけでなく，月別変動等もご提示頂き，そのごみ量・ごみ質を逸脱したごみが搬入されたことにより発生した損害については市殿側で負担して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 199 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 再資源化施設の場合、施設の運転が市の業務範囲となっていますので、運営段階にあげられたリスク項目のうち「ごみ量・ごみ質」「運営コスト」「施設破損」「ユーティリティー」についてはリスク分担は市殿側と考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 200 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合の民間事業者の負うリスクを具体的にご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 201 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 施設破損の民間事業者の責任限度額を設けることはできないでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 202 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | ユーティリティーの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスクで民間事業者の負うリスクを具体的にご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 203 | 添付資料①<br>事業に係るリスク分担 | | | 22 | 「事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク」が民間事業者の負担となっておりますが、当該リスクに対応するために、火災保険は民間事業者側で付保しなければならないのでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 204 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.1特別目的会社の設立 | 23 | ごみ焼却施設のプラントの施工を行う企業が単独で特別目的会社を設立することができるでしょうか。また、その場合の条件をご教示ください。（特別目的会社は処理施設の運営業務を担当するため、運営に直接関与しない設計企業や建屋施工企業に出資を求めることは、民間企業の負担が過大となると考えます。） | 公募条件を満たすかぎり可能です。 |
| 205 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.1特別目的会社の設立 | 23 | 本件本社の本社所在地は，施設完工後，施設内として宜しいでしょうか。 | 結構です。 |
| 206 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.1特別目的会社の設立 | 23 | 特別目的会社の本店を（仮称）姫路市新美化センターの施設内に設置することは可能でしょうか。 | 結構です。 |
| 207 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.1特別目的会社の設立 | 23 | 「基本契約において本件会社が担当すべきとされるその他の業務」について、具体的にご教示ください。 | 例えば、「事前業務」等が考えられます。 |
| 208 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.1特別目的会社の設立 | 23 | 応募グループの代表企業がごみ焼却施設の施工も行う場合、当該代表企業の本件会社に対する株式保有割合は、本件会社設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 209 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.1特別目的会社の設立 | 23 | ごみ焼却施設の施工を担う企業とありますが、プラントの施工を実施する企業と理解してよろしいかご教示ください。 | ごみ焼却施設のプラント部分の施工とお考えください。 |
| 210 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.1特別目的会社の設立 | 23 | 資本金1億円以上とする理由をご教示願います。資本金をいくらに設定するのかは、民間事業者にて判断できることを希望します。 | 現状どおりとします。 |
| 211 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.1特別目的会社の設立 | 23 | 「本件会社が、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律・・・必要な措置をとること。」と記載されていますが、必要な措置を具体的にご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 212 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.2 代表企業の保証 | 23 | 代表企業が運営企業（特別目的会社）の債務を保証することとありますが、特定企業への依存を排除する特別目的会社設立の趣旨に反するものと思われます。本条件につき再考いただきたくお願い致します。 | 変更はしません。 |
| 213 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.2 代表企業の保証 | 23 | 代表企業の債務保証に限度額を設けることはできないでしょうか。 | 限度額は設けません。 |
| 214 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 1 基本契約 | 1.2 代表企業の保証 | 23 | 「運営事業者による処理施設の運営の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償するが、代表企業は、当該債務を保証すること。」とありますが、賠償範囲あるいは債務の保証範囲は合理的な算定に基づいて限定されるものと考えてよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 215 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 2 建設請負契約 | 2.1 履行保証 | 24 | これに代わる担保とは何かご教示ください。 | 金融機関保証や保険の付保を想定しています。詳細は募集要項に記載します。 |
| 216 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 2 建設請負契約 | 2.2 引渡しの遅延 | 24 | 試運転を含む設計及び施工業務の遅延の原因が建設請負業者の責に帰すべき事由以外である場合には、建設請負業者は遅延損害金の支払義務を免れると理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 217 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 2 建設請負契約 | 2.2 引渡しの遅延 | 24 | 建設請負業者が支払う遅延損害金の支払い基準をご教示願います。 | 市の建設請負約款に従います。詳細は募集要項に記載します。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 218 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 2 建設請負契約 | 2.3 かし担保責任 | 24 | かしによる損害の賠償とは、施設の運転管理は民間事業者のため、ごみ処理が滞り他の方法で処理する発生費用を負担するものと解釈すればよろしいでしょうか。他の賠償項目があればご教示願います。 | 例えば、ダイオキシンの被害により、市が損害を被った場合等が想定されます。 |
| 219 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 2 建設請負契約 | 2.3 かし担保責任 | 24 | かしがあるときの建設請負業者に対して修補を請求できる「相当の期間」とは、具体的な期間等をご教示願います。 | 特に明示は不要と考えます。 |
| 220 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 2 建設請負契約 | 2.4 性能保証責任 | 24 | 市に生じた損害の賠償額について、民間事業者の限度額を設けることはできないでしょうか。 | 限度額は設けません。 |
| 221 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 2 建設請負契約 | 2.4 性能保証責任 | 24 | 「ただし，保証期間中，処理施設・・・当該自体が発生した日から3年間まで保証期間を延長」と記載ありますが，性能保証事項を満たすことができなかった期間分だけ，性能保証事項を満たすことが出来ない機器等のみに限定して処理施設の引渡日から起算して3年間の保証期間を延長するという条件とすることが合理的なリスク分担と適正な建設費を算出する上で適当と考えますので、本条件について再考頂けないでしょうか。 | 変更はしません。 |
| 222 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 2 建設請負契約 | 2.4 性能保証責任 | 24 | 保証期間中、性能保証事項を満たす事ができない事態には、3年間の保証期間を延長する、とありますが、事業者の責めに帰さない場合は、本項を適用されないと考えますがよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は募集要項に記載します。 |
| 223 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.1 事前準備 | 24 | 試運転中の運転業務の受託とは、契約締結する必要があるのかご教示願います。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |
| 224 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.2 契約保証金 | 25 | 運営段階において、「事業期間にわたる委託費の総額の10分の1」に相当する金額以上の契約保証金又はこれにかわる担保が求められておりますが、運営事業開始時点では年間委託費の２倍に相当する過大な義務であり、代案としての保険等の対応も極めて困難と思われます。結果として貴市の公金支出負担は増大することになりますので、本条件につき削除する方向で再考いただきたくお願い致します。 | ご意見として承り、今後検討します。 |
| 225 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.2 契約保証金 | 25 | 運営事業者が、損害金、賠償金又は違約金を支払う場合、契約保証金又はこれに代わる担保を持って充当するとありますが、運営事業の終了年度付近は、殆ど契約保証金等は残ってないことになり、本条項にある充当するために設定する契約保証金を設定された目的が殆ど無くなると考えます。本条件につき、削除する方向で再考いただきたくお願い致します。 | ご意見として承り、今後検討します。 |
| 226 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.2 契約保証金 | 25 | 契約保証金は1/200ずつ毎年減額されるとありますが、1/20の間違いではないでしょうか。 | 間違いではありません。 |
| 227 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.2 契約保証金 | 25 | 特別目的会社が各年度・各案件において運転委託メンテナンス委託を請負う企業より履行保証保険に加入させることによって、契約保証金に代わる担保としていただけないでしょうか。 | 認めません。 |
| 228 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.2 契約保証金 | 25 | 長期に渡って契約保証金を差し入れる場合、民間時業者側には当該価額に対する機会損失が発生しますが、機会損失の補填分（例えば金利相当分）は、貴市にて補償いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 補償しません。 |
| 229 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.2 契約保証金 | 25 | 契約保証金を現金で差し入れた場合は、保証金の20分の1に相当する金額を毎年返却いただくとの解釈でよろしいでしょうか。 | 業務が支障なく遂行されていることを条件に、返却します。 |
| 230 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.2 契約保証金 | 25 | 「運営事業者が、本契約に基づいて市に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、（中略）、なお不足があるときには追徴するものとする。」とありますが、損害金、賠償金や違約金あるいはその追徴範囲は合理的な算定に基づいて限定されるものと考えてよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 231 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 処理施設の維持管理、補修及び更新業務は、事業期間中、固定額で委託頂けることより、年度による整備費の変動は考慮されないと解釈すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 232 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 「処理施設の維持管理、補修更新業務については、運営事業者が処理施設の建設を請負った企業に、事業期間中、固定額で委託するものとする。」とありますが、貴市の事前の同意を条件に当該業務を建設請負業者以外に委託することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 233 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 「施設の完成から３０年間にわたる施設の維持管理補修の考え方」を実行するための、事業期間中の運営マニュアルを提出することになっていますが、ごみ焼却施設の平均寿命は約１５年という調査データがあり、貴市も南部美化センターも稼働２１年目で処理能力が低下していることを公表されています。加えて、ご指定の方式（灰溶融炉を含む）で３０年間稼働した実績はありません。「施設の完成から３０年間にわたる施設の維持管理補修の考え方」は、運営期間以降の補修に関するご提案と解釈してよろしいですか。または、「施設の完成から３０年間にわたる施設の維持管理補修の考え方」について、その内容の是非を何を根拠にご判断されるのか、判断基準をご提示下さい。 | 30年間にわたり施設を効率的に運営できる施設の機能及び運転維持管理の方法を求めます。また、判断基準は募集要項の選定基準のなかで示します。 |
| 234 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 「市は、処理施設の機能を事業期間終了後5年間にわたり維持するための説明を求め、必要に応じ、維持管理補修計画の改定及び適切な維持管理補修を求めることができる。」とありますが、事業期間終了後の運営事業者のこの様な役務の提供についての対価は運営費に含まれるものではなく、別途支払われるものとの理解でよろしいでしょうか。また、運営事業者は事業期間終了後5年間に渡る処理施設の機能の維持について保証を求められるものではないと理解してよろしいでしょうか。 | 別途支払われません。<br>また、5年間の保証を求めるものではありません。 |

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 235 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 維持管理補修の状況により、貴市は維持管理補修計画、考え方等を「現状に即した内容」に改定するようにできるとのことですが、現状に即した内容とは、募集要項の性能及び機能の範囲と解釈すればよろしいでしょうか。すなわち、制度・法令（貴市がリスク分担）のほか、ごみ処理技術の発展等に伴うご指導は、価格提案書に計上することは不可能ですので、運営業者の範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか。あるいは、本内容の改定による費用は、貴市が負担されるのでしょうか。 | 施設が当初計画どおりに運営されるための維持管理補修計画、考え方等を求めます。<br>評価を行った時点での施設の現状を前提としており、追加費用の発生を前提としたものではありません。 |
| 236 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 処理施設の維持管理補修については「市と運営事業者は、維持管理補修計画及び維持管理補修の考え方に基づき、毎年度、処理施設の維持管理補修の内容について協議する。」とされており、協議事項とされています。従って、運営事業者の故意又は重過失により維持管理補修が適切に行われない場合を除き、維持管理補修に関する運営事業者の責任は免責としていただきたくご再考をお願いします。 | 市が適切にモニタリングを行うための規定であり、提案された計画に沿った維持管理補修に関する責任は民間事業者にあります。 |
| 237 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 「必要に応じ，維持管理補修計画の改定及び適切な維持管理補修を求める」と記載ありますが，事業期間終了時に施設性能を維持している場合は，「維持管理補修」は求められないものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。但し、維持管理補修が計画に基づき適切に行われていることが必要です。 |
| 238 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 維持管理補修が適切に行われないことによる損害を民間事業者が賠償するのに、市が維持管理補修内容の協議をするのは矛盾していると考えます。事業期間終了後５年間の維持管理補修計画を策定する理由・根拠をご教示願います。また、事業終了後に民間事業者に必要に応じ維持管理補修を求めることができるとありますが、維持管理補修は、事業終了後５年間保証との理解となるのでしょうか。もしくは、事業終了後、事業者に変更がある場合は別途協議できると理解して宜しいでしょうか。 | 適切なモニタリングを行うために事業期間終了後5年間の維持管理補修計画を求めますが、5年間の保証は求めません。 |
| 239 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 応募の段階で提出が求められる図書として「運営期間中の施設の維持管理補修計画」，「施設の完成から30年間にわたる施設の維持補修管理の考え方」がございますが，応募段階では基本的な考え方を提出させていただき，個々の機器の維持管理補修計画については，運営開始前に提出するものという考えでよろしいでしょうか。 | 応募の段階で、維持管理補修計画の提出も求めます。 |
| 240 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 「市は、維持管理補修の状況を確認し、必要に応じ・・・現状に即した内容に改定・・できる。」とありますが、「市殿または運営事業者は、維持管理補修の状況を確認し、必要に応じ・・・現状に即した内容に改定・・できる。」として頂けませんか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 241 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務<br>3.7 事業期間終了後の取り扱い | 25 | 本項の主旨は、「運営事業者が、事業期間終了後５年に渡って処理施設の性能保証を行う」ものと解釈できますが、一方で『3.7 事業期間終了後の取り扱い（28頁）』においては、「同性能保証は１年間」とも解釈できます。どちらの解釈が正しいのでしょうか。 | 事業期間終了後5年間は施設の性能を維持できるような計画を求めますが、保証を求める期間は１年間です。 |
| 242 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 事業期間中の「運営マニュアル」とはどのようなものでしょうか？通常の取扱説明書と比較してご教示いただければ、幸いです。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 243 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 毎年の補修、更新内容により維持管理、補修及び更新費用は変動するものと考えられますが、運営事業者が固定額でこれを委託する理由をご教示下さい。 | 維持管理、補修及び更新業務に関するリスクを建設請負事業者にも負担してもらいます。 |
| 244 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 「市は、処理施設の機能を事業期間終了後５年間にわたり維持するため・・・適切な維持補修を求めることができる。」とありますが、ここでの維持補修とは事業期間終了前に実施する維持補修とし、事業期間終了後の運営事業者の費用負担は、事業期間終了後１年間に維持管理補修等に起因する性能未達が発生した場合に限ると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 245 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務<br>3.7 事業期間終了後の取り扱い | 25 | 25頁あるいは28頁の規定によれば、事業期間終了後の『実質的な保証期間』が５年とも１年とも受け取れますが、いずれにしても運営事業者である特別目的会社は、性能未達時への対応に備えて、本事業期間終了後、最低１年間は解散できない、との理解でよろしいでしょうか。 | 処理施設の運営を行う企業に対し性能未達への対応を求めますので、特定目的会社は解散可能です。 |
| 246 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.3 処理施設の維持管理、補修更新業務 | 25 | 事業期間終了後に運営事業者以外の第三者による運営下では、性能未達の原因者や責任の所在も曖昧になりかねません。性能未達時の原因究明を公平中立に行うための手段をご提示いただきたくお願いします。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 247 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.4 ごみ焼却施設における一般廃棄物等の受入れ等 | 25 | ごみ質が計画性状の範囲にある限りは精算の対象にならないとのことですが、用役費は計画ごみ質の範囲内でも、ごみ質により変動します。設備計画は、基準ごみ質で経済的になるよう計画するため、低質ごみ、高質ごみの場合、基準ごみより用役費が高くなります。例えば、用役費の算出条件を基準ごみとし、実際のごみ質の差異による用役費の上昇分を精算いただきたく、ご再考をお願いします。<br>また、価格提案書への用役費の計上をどのごみ質で行うか、ご提示いただきたくお願いします。 | 要求水準書のなかでごみ質の範囲（低質から高質）を示しますが、民間事業者は、この範囲内でごみ質が変動することを前提に、最適な設計・施工・運営を行っていただきます。よって、用役費の上昇分は精算しません。 |
| 248 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.4 ごみ焼却施設における一般廃棄物等の受入れ等 | 25 | 一般廃棄物の性状について、市による収集区分の変更やその他の要因によりごみ質の変更が生じうる場合には、処理委託費の見直しその他必要な条件の変更が認められると理解してよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 249 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.4 ごみ焼却施設における一般廃棄物等の受入れ等 | 25 | リスク分担では、ごみ質変動リスクが市殿であるのに、性状を原因とする処理委託費の見直しをしないということは、市殿は計画性状を要求水準で明記するとの理解で宜しいでしょうか（性状とは、発熱量、Cl,S等の組成、可燃物、水分、灰分のことと理解しております）。 | 平成17年12月28日公表の要求水準書（案）を参照願います。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 250 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.4 ごみ焼却施設における一般廃棄物等の受入れ等 | 25 | 「ごみ焼却施設に搬入される一般廃棄物等の性状が要求水準書記載の計画性状の範囲内にとどまっている限りは，市は，一般廃棄物等の性状を原因とする処理委託費の見直しその他費用の負担を請求されない」とございますが，計画性状の範囲内においても処理委託費用は固定ではなく，ごみ質の変化に応じた設定が行われるものと考えてよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 251 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.4 ごみ焼却施設における一般廃棄物等の受入れ等 | 25 | 処理委託費の算出に当たり，ごみの熱量に関して，物質収支を踏まえた変動費算定式を採用頂けないでしょうか。 | 算定式は採用しません。 |
| 252 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.4 ごみ焼却施設における一般廃棄物等の受入れ等 | 25 | 「一般廃棄物等の性状」とはごみ質・量を指すと考えて宜しいでしょうか。 | ごみ質を指します。 |
| 253 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.4 ごみ焼却施設における一般廃棄物等の受入れ等 | 26 | 計画ごみ質が逸脱している場合、対応等協議とありますが、費用改正（追加請求等）が可能と理解して宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 254 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.4 ごみ焼却施設における一般廃棄物等の受入れ等 | 26 | 「計画ごみ質から逸脱していることが判明し」，「各基準値を遵守することが運営事業者として困難なケース」の場合は市殿はどのような対応を取ることを想定しているのでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 255 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.5 処理不適物の取り扱い | 26 | 処理不適物の混入による故障等で発生する費用について、パッカー車は、ごみピットに直接投入されますので、パッカー車による処理不適物の搬入はどのように確認できますでしょうか。<br>「善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該処理不適物を排除することが出来なかったことを運営事業者が明らかにする」とありますが、「善良なる管理者の注意義務を尽くす」とはどのようないことを示されているのか、運営事業の安定性への影響も懸念されることですので、判断基準をご提示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 256 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.5 処理不適物の取り扱い | 26 | 処理不適物貯留設備とは、どのようなものでしょうか。処理不適物を一時保管するボックスを設置すると解釈すればよろしいでしょうか。<br>また、貴市が搬出し処分される際に実施する運営事業者の協力とはどのようなことなのか。貴市との処理不適物に関する接点の条件ですので、処理不適物の内容及び必要な協力の内容をご提示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 257 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.5 処理不適物の取り扱い | 26 | 「処理不適物は市が搬出して処分するが、運営事業者はそれに協力する」とありますが、その業務内容は搬出車への積み込み作業と考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 258 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.5 処理不適物の取り扱い | 26 | 「処理不適物の混入が原因でごみ焼却施設の運転に故障が生じ，当該故障等の修理のために費用が発生するときは運営事業者がその費用を負担する」とありますが，再資源化施設については，運転業務が市殿側の所掌であり不適物の排除も市殿側業務範囲となることから，本項目が再資源化施設は当てはまらないものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は募集要項に記載します。 |
| 259 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.5 処理不適物の取り扱い | 26 | 「善良なる管理者の注意義務」とは，例えば，パッカー車で市が収集したごみをごみピットに直投する際に全量詳細に処理不適物が混入していないか調べることは困難であることから，一部パッカー車のごみの処理不適物の有無を調べたり，持込ごみ等をダンピングボックスで処理不適物を調べたりした場合は，運営事業者は「注意義務」を果たしたと判断頂けると考えて宜しいでしょうか。 | 現在検討中です。 |
| 260 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.5 処理不適物の取り扱い | 26 | 「処理不適物」を市が搬出して処分する際に運営事業者に求められる「協力」についてどのような場合を想定されているのかご教示願います。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 261 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.5 処理不適物の取り扱い | 26 | 本項で規定されている「処理不適物」の搬出・処分にかかる費用は全額、貴市にてご負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 262 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.6 電力等の取り扱い | 26 | ・周辺施設の電力使用量に変更が生じた場合は、貴市は、運営委託契約の内容を変更する。<br>・市は、運営事業者と周辺施設の電力利用計画について協議する。<br>とのことですが<br>①啓発・管理施設、余熱施設等での電力使用量はご使用状況により変動するため、ご使用量又は使用量を算定できる条件をご提示頂けない場合は電気料金を算定できません。（契約電力を含む）ご使用量の実績により、電力料金をご負担いただくことは可能でしょうか。<br>②周辺施設へ供給する余熱量も、ご使用状況により変動し、ごみ焼却施設の発電量（売電収入）に影響します。ご使用量又は使用量を算定できる条件をご提示いただくか、使用実績により精算させていただく等の条件をご提示いただきたくお願いします。<br>③給排水等の他のユーティリティーの供給がある場合も、同様に条件のご提示をお願いします。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 263 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.6 電力等の取り扱い | 26 | 運営事業者が「周辺施設に対して」供給する電力に係る対価を市殿が負担すると考えて宜しいでしょうか。 | 負担しません。 |
| 264 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.6 電力等の取り扱い | 26 | 「市の要望によって，周辺施設の設計について，周辺施設の電力使用量に変更が生じた場合は，市は，運営委託契約の内容を変更する」と記載ありますが，この場合に運営事業者に必要となる経費分見合いを委託金額で増減頂けるものと考えて宜しいでしょうか。 | 現在検討中です。 |

# （仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 265 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.6 電力等の取り扱い | 26 | 売電に関する諸条件は、運営事業者と電気事業者間で取り決めることとなっておりますが、売電単価の変動に伴う事業収益の増減は、運営事業者のリスクとなるのでしょうか。それとも物価変動リスクとして、公共側で負担いただけるのでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 266 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.6 電力等の取り扱い | 26 | 「処理施設および周辺施設への運営期間を通じた安定した電力の供給」とありますが、安定した電力供給の為に、非常用発電機を常用化させる提案をしてもよろしいでしょうか？ | 公募条件を満たす限り可能です。 |
| 267 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.6 電力等の取り扱い | 26 | 「電力の権利及び発生するすべての電力に関するＲＰＳ証書の権利を運営事業者に譲渡する」とありますが、売電量とＲＰＳ証書の量を増やすために燃料式溶融で提案してもよろしいでしょうか？ | 公募条件を満たす限り可能です。 |
| 268 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.6 電力等の取り扱い | 27 | 他施設の蒸気・温水利用計画についても電力と同様に市殿と事前協議を実施し，該当の利用計画よりも逸脱した利用がある場合は他施設余熱過剰利用にともなう発電への影響も精算対象となるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 269 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.6 電力等の取り扱い | 27 | 「市は，運営事業者と周辺施設の電力利用計画について協議する」との記載ありますが，市殿の「電力利用計画」は公告時に民間事業者に示して頂けると考えて宜しいでしょうか。 | 特に示すことは考えておりません。 |
| 270 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.6 電力等の取り扱い | 27 | 「発電効率及び省エネルギー性にすぐれた処理施設の設計」とありますが、発電効率と省エネルギー性をアップさせる為に非常用発電機の常用化を提案してもよろしいでしょうか？ | 公募条件を満たす限り可能です。 |
| 271 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.7 事業期間終了後の取り扱い | 27 | 事業期間終了後の運営業務に関する委託費を運営期間中の委託費に基づいて決定するにあたっては、２０年後の物価変動が勘案されるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 272 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.7 事業期間終了後の取り扱い | 27 | 「資格審査の通過者に対する市が所有する資料の開示」は，開示前に市殿が開示しようとする資料について，運営事業者及び建設請負事業者に協議頂き，運営事業者又は建設請負事業者のノウハウ面等，他事業者に開示が望ましくないと運営事業者又は建設請負事業者が判断する資料については，開示を取り止め頂くことができると考えて宜しいでしょうか。 | 現在検討中です。 |
| 273 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.7 事業期間終了後の取り扱い | 27 | 「新たな運営事業者による施設及び運転状況の視察」は，運営事業者又は建設請負事業者のノウハウ面等，他事業者に開示が望ましくないと運営事業者又は建設請負事業者が判断する視察対応（ノウハウ面に係る質疑応答等）については，一部協力を拒むことができると考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 274 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.7 事業期間終了後の取り扱い | 27 | 運営事業者又は建設請負事業者に求められる「事業期間終了後の運営支援」とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。 | 現在検討中です。 |
| 275 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.7 事業期間終了後の取り扱い | 27 | 「費用明細等を提出する。」とありますが、個人情報やノウハウに該当するため、明細までは提出する義務はないとの理解で宜しいでしょうか。 | 現在検討中です。 |
| 276 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.7 事業期間終了後の取り扱い | 27 | 「市は性能要件の満足を確認する為，施設の機能確認及び性能確認を実施」と記載ありますが，「性能要件」及び「機能確認」，「性能確認」の定義についてご教示願います。 | 性能要件は要求水準と同義です。機能確認、性能確認は、施設機能が要求水準を満たしていることを第三者機関の検査により確認することを示します。詳細は募集要項に示します。 |
| 277 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.7 事業期間終了後の取り扱い | 28 | 「事業期間にかかわらず，・・・性能確認に合格すること」との記載ありますが，施設の経年劣化に基づく機能・性能の劣化は，市殿の判定の際に考慮頂けると考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 278 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.7 事業期間終了後の取り扱い | 28 | 「事業期間終了後1年の間に，本施設に関して運営事業者の維持管理補修等に起因する性能未達が発生した場合」との記載ありますが，運営事業者以外が運営している間に発生していることから，この立証責任は市殿にあり，運営事業者が必要な改修等対応を行う為の合理的理由がある場合にのみ適用されると考えて宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 279 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.7 事業期間終了後の取り扱い | 28 | 事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理補修等に起因する性能未達が発生した場合には、改修等必要な対応を行う、とありますが、有償または補修施工不良部の再補修に限定して頂けませんでしょうか。20年後においては、前年度においても予期できない故障も起こり得ると考えます。 | 変更はしません。 |
| 280 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.8違約金 | 28 | 契約解除の際の違約金について、委託費支払残額の10分の1の額とありますが、処理施設を再び稼動させるための費用としては過大と思われます。年間委託費の10分の1等再考いただきたくお願い致します。 | ご意見として承り、今後検討します。 |
| 281 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.8違約金 | 28 | 違約金に関し、「運営業者の帰責事由による解除」とは、運営業者の債務不履行等と想定されますが内容をご教示願います。 | 運営事業者が提供するサービスが要求水準を満足しない場合等を想定しています。 |
| 282 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.8違約金 | 28 | 違約金は、1/10ですべての責任限度額と理解して宜しいでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 283 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.8違約金 | 28 | 「委託費支払残額の10分の１の額」は、「処理施設を再び稼動させるための費用」としてはあまりにも過大であると思われますが，違約に対しての懲罰面を考慮されているのでしょうか。「処理施設を再び稼動させるために合理的に算定された費用」としてご再考いただけないでしょうか。 | ご意見として承り、今後検討します。 |

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業実施方針の質問回答

| 番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 頁 | 内容 | 回答 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 284 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.8違約金 | 28 | 契約の公平性の観点から、貴市の帰責事由により本契約が解除された場合にも、民間事業者に同程度（例えば、契約解除に伴う運営事業者の将来の逸失利益等）の違約金を請求する権利を認めていただくべき考えますが、いかがでしょうか。 | 詳細は募集要項に記載します。 |
| 285 | 添付資料②<br>主要な契約条件 | 3 運営委託契約 | 3.8違約金 | 28 | 「委託費支払残額の１０分の１の額」とは当該年度における支払残額との理解でよろしいでしょうか？ | 事業期間における委託費の支払残額です。 |
| 286 | 全体配置図 | | | － | ごみ焼却施設と再資源化施設を一体の建物で建設することは可能でしょうか。<br>一体の建物で建設することは可能場合，プラットホームをごみ焼却施設と再資源化施設で兼用することが考えられますが，プラットホームの監視の所掌はごみ焼却施設側（運営事業者）と再資源化施設（市殿）のどちらの所掌業務となりますでしょうか。 | 一体の建設は可能です。<br>双方で監視することとします。 |
| 287 | 全体配置図 | | | － | ご提示されました全体配置図は、参考用として扱えばよろしいでしょうか。<br>また、全体配置図ではごみ処理施設と再資源化施設が別棟ですが、１つの工場とする等の提案は可能かご教示下さい。 | 各施設のゾーン内での自由な提案を認めますので、ご提示の提案も可能です。 |